

江府町告示第 27 号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により地籍調査に関する令和7年度における事業計画を次のとおり定めたので告示する。

令和 7年 4月15日

江府町長 白石祐治

1. 事業計画が定められた年月日
令和7年4月1日（計画決定日）
2. 調査を実施する者の名称
江府町
3. 調査地域
日野郡江府町大字江尾、大字小江尾、大字武庫、大字久連、
大字柿原 及び 大字宮市の各一部
4. 調査期間
令和8年3月31日まで